

第5章

確かなまちの未来を拓くために

1 区民本位の効率的で質の高い行政を行う ……………220



1 区民本位の効率的で質の高い行政を行う

(1) 参加と連携による効率的で開かれた行政を進める

●参政の促進

練馬区の選挙人名簿登録者数は、平成22年3月2日現在、576,210人、23区中2番目となっている。
現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

公職選挙法に基づく選挙

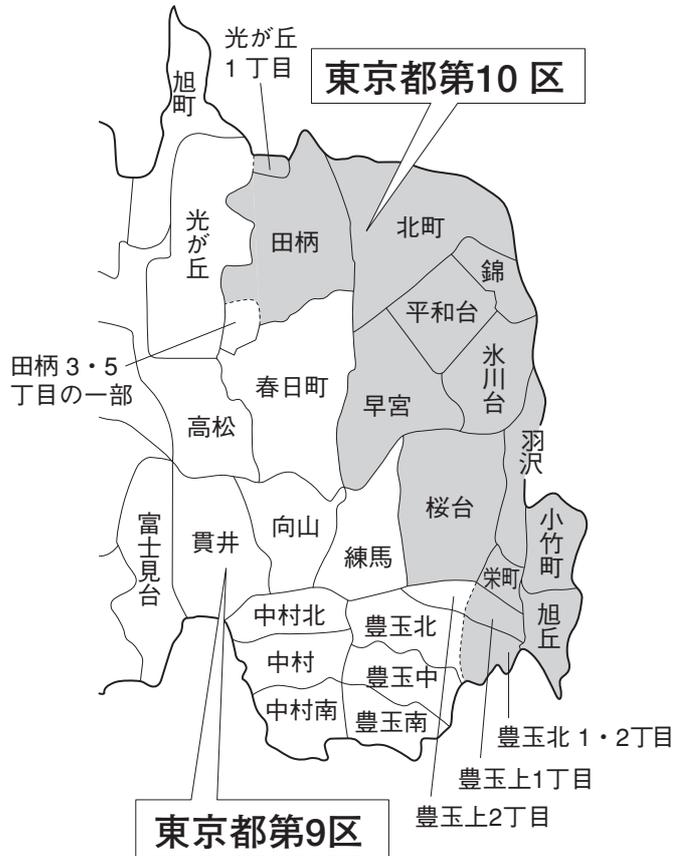
選挙名	選挙区	定数	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙	練馬区	50		
都知事選挙	東京都	1	4	選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区 (東京都)	6 (127)		
衆議院議員選挙 *1	(小選挙区選出)	東京 (全国)	25 (300)	選挙期日 12日前まで
	(比例代表選出)	東京ブロック (全国)	17 (180)	
参議院議員選挙 *2	東京都 (選挙区選出)	10 (146)	6	選挙期日 17日前まで
	全 国 (比例代表選出)	96		

注：*1 練馬区における衆議院議員選挙小選挙区の区割り、東京都第9区と、豊島区との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは別図を参照）。
*2 参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。

住所地別の衆議院議員選挙小選挙区区分

町名(丁目・番)	区分
旭丘 北町 小竹町 栄町 桜台 田柄1・2丁目 田柄3丁目14番～30番 田柄4丁目 田柄5丁目21番～28番 豊玉上1丁目 豊玉北1・2丁目 錦 羽沢 早宮 光が丘1丁目 水川台 平和台	東京都第10区 (豊島区 との合区)
上記以外の練馬区	東京都第9区

衆議院議員選挙小選挙区の区割り



●東京都議会議員選挙

平成21年7月12日に東京都議会議員選挙が執行された。練馬区選挙区では、定数6に対し11名が立候補した。後の衆議院選挙の前哨戦と位置づけられ、練馬区の投票率は56.65%となり、前回は11.24ポイント上回った。東京都全体では、54.49%であった。

●衆議院議員選挙

平成21年8月30日に衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査が執行された。

練馬区全体の投票率は67.78%（比例代表選出）で前回（17年）を0.1ポイント上回った。20年10月に解散がささやかかれてから約1年後の選挙となった。

また、8月に行われる衆議院議員選挙は戦後初めてだった。

●明るい選挙のために

区では、各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報誌「白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」（委員13人で構成）および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」140人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

選挙別当日有権者数・投票者数・投票率

選挙名・執行年月日	当日有権者数			投票者数			投票率		
	計	男	女	計	男	女	平均	男	女
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
都知事選挙 19. 4. 8	554,121	272,590	281,531	313,370	149,970	163,400	56.55	55.02	58.04
区議会議員選挙 19. 4. 22	548,750	269,795	278,955	259,111	123,212	135,899	47.22	45.67	48.72
区長選挙 19. 4. 22				259,071	123,192	135,879	47.21	45.66	48.71
参議院議員選挙 19. 7. 29									
東京都選出※1	564,954	278,251	286,703	333,026	163,759	169,267	58.95	58.85	59.04
比例代表選出※1				333,013	163,751	169,262	58.95	58.85	59.04
農業委員会委員選挙 20. 7. 6	1,315	—	—	—	—	—	—	—	—
都議会議員選挙 21. 7. 12	567,321	278,340	288,981	321,372	157,069	164,303	56.65	56.43	56.86
衆議院議員選挙 21. 8. 30									
小選挙区選出（東京都第9区）※1	444,929	217,947	226,982	301,999	147,621	154,378	67.88	67.73	68.01
小選挙区選出（東京都第10区）※1※2	129,304	64,081	65,223	87,205	43,017	44,188	67.44	67.13	67.75
比例代表選出※1	574,233	282,028	292,205	389,200	190,637	198,563	67.78	67.60	67.95
最高裁判所裁判官国民審査	573,074	281,417	291,657	381,518	186,696	194,822	66.57	66.34	66.80

注：農業委員会委員選挙は、立候補者が定数を超えなかったため無投票

※1 在外投票分を含む

※2 東京都第10区のうち練馬区分

選挙別・党派別得票率

選挙名・執行年月日	有効投票数	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	新党日本	国民新党	みんなの党	無所属その他
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都知事選挙 19. 4. 8	310,223	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
区議会議員選挙 19. 4. 22	252,377	29.73	18.66	20.11	9.90	2.49	5.16	—	3.56	—	10.39
区長選挙 19. 4. 22	251,770	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
参議院議員選挙 19. 7. 29											
東京都選出※1	326,582	21.33	13.18	31.97	8.44	4.04	—	—	3.12	—	17.94
比例代表選出※1	327,093	24.98	11.84	38.98	8.66	4.51	—	5.19	3.22	—	2.62
都議会議員選挙 21. 7. 12	317,494	22.02	15.75	39.85	9.32	3.22	7.11	—	—	—	2.73
衆議院議員選挙 21. 8. 30											
小選挙区選出（東京都第9区）※1	296,575	42.49	—	47.24	9.04	—	—	—	—	—	1.23
小選挙区選出（東京都第10区）※1※2	85,812	43.97	—	47.52	8.51	—	—	—	—	—	—
比例代表選出※1	384,382	25.18	10.17	41.71	9.03	4.79	—	1.57	1.22	5.83	0.50

※1 在外投票分を含む

※2 東京都第10区のうち練馬区分

●主な広報出版物

1 ねりま区報（特集号を除く）

毎月1・11・21日の3回、8ページ組み（1月1日号のみ4ページ組み）で発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場、コンビニ店などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。平成21年度は36回、各回約251,000部を発行した。また、「点字広報」とカセットテープによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約25万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局・公衆浴場などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープによる「声のねりま区議会だより」も発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。21年度は、20年度の区政の動きを中心に編集し、9月に800部発行した。

4 わたしの便利帳

区のサービスや窓口・施設の利用方法などをまとめ、区政に関する必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。21年9月に増刷を行い、区民事務所などの区立施設で転入者および希望者へ配布している。

また、視覚障害者（身体障害者手帳1～3級）を対象に音声版を作成し希望者に配布している。

5 練馬区暮らしガイド

外国語で区の手続き・サービス・窓口の情報を提供するために、21年3月に英語版・中国語版・ハングル版各2,000部を発行した。新規に外国人登録をする際に外国人登録係で配布するほか、広聴広報課や文化国際課などで希望する外国人へ配布している。

6 外国人向け広報

英語版、中国語版の広報紙を年4回（4・7・10・1月）発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布するほか、希望する外国人には郵送も行っている。21年度は、各回、英語版3,500部、中国語版3,500部を発行した。

練馬区の主な定期刊行物

平成21年度

発行物名	発行回数
ねりま区報	月3回 ※特集号は随時発行
ねりま区議会だより	年4回
外国語版広報紙(英語・中国語版)	年4回
練馬区の世帯と人口	毎月
青少年とともに	年2回
消費者だより	年6回
MOVE(男女共同参画情報紙)	年2回
練馬女性センターえーるだより	年4回
みどりのてびき	年6回
教育だより	年4回

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供活動（パブリシティ）

区の施策や区内の催し、出来事など各種情報を、社会的信頼性、速報性、広範性などの点で優れている報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供し、区民に対する広報効果をより高めるよう努めている。

平成21年度、主要日刊紙と地元報道機関へ273件の情報を提供し、主要日刊紙には延べ252件の掲載があった。

2 練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は12年4月から本格発信を開始し、17年8月からは動画配信も行っている。22年2月には、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を取り入れて全面的にリニューアルし、各ページのデザインを統一してアクセシビリティに配慮したページを作成している。

リニューアル後は、各種手続きなどをまとめた「暮らしのガイド」、区の方針や取組などを掲載した「区政情報」、区のあらましや観光情報などを掲載した「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載し、内容の随時追加および更新を行っている。

また、携帯サイトについても22年2月にリニューアルを行い、「暮らしのガイド」「施設案内」を中心に内容を充実して掲載している。

練馬区ホームページに対する21年度アクセス件数は37,661,776件、訪問者数は延べ6,561,423人であった。

3 練馬区情報番組ねりまほっとライン

区や区政への理解や関心を高めるため、区民に身近なケーブルテレビを媒体に、区政情報や区内のできごとなどを放送している。19年5月から毎日3回放送し、毎月1日に内容を更新していたが、21年4月からは毎月1日に加え、16日にも内容を更新している。

区ホームページで動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでの貸出しや広聴広報課での貸出し・複写サービスを行っている。

4 区政情報放映システム

映像・音声・文字情報等の多様な媒体を表示し、来庁者に区政情報を周知することを目的として、本庁舎アトリウム1階総合案内横と練馬区民事務所受付前に広報用ディスプレイを設置し、19年8月から放映を開始した。内容は、事務事業等の周知、練馬区の素敵な風景100選の紹介、練馬区情報番組ねりまほっとラインの放映などである。

5 ねりま区テレホン・ファクスサービス

「ねりま区テレホン・ファクスサービス」は10年12月に開始し、区の各種サービスや窓口など、区民生活に身近な情報を電話とファクスで24時間提供していたが、インターネットの普及などにより利用者が減少したため22年3月に終了した。

21年度の利用件数は、2,374件であった。

6 都市型CATV

地域密着型メディアとして5年4月に開局した都市型CATV(株)ケーブルテレビネリマは、練馬区内において許可を得たエリアで7年2月にほぼ全域にわたり幹線ケーブルを敷設した。11年1月には来るべきデジタル化を視野に、経営基盤の強化を図るために隣接する杉並ケーブルテレビ(株)と合併し、社名を(株)ジェイコム東京と変更した。同年10月には、同系列のCATV(府中、小金井、国分寺)と合併、20年7月にさくらケーブルテレビ(墨田)と合併し、業界では最大規模となった。

区では地元報道機関として位置づけ、各種情報を提供している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づき、情報公開の総合的な推進を担う施設の一つとして、区政資料や行政文書を用いて情報公表・情報提供業務を行っている。

区民情報ひろばでは、区政資料等の閲覧・貸出・配布、有償刊行物の販売のほか、公文書公開請求および自己情報開示等の請求の受付を行っている。

区民情報ひろば利用状況等		平成21年度
項目		件数等
区民情報ひろば利用者数		10,319人
インターネット利用者数		465人
区政資料等点数		11,989点
〃 貸出件数		108件
〃 貸出冊数		161冊
有償刊行物点数		173点
〃 販売点数		1,057点

区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物

刊行物の名称	価格
ねりま区報 平成21年縮刷版	1,300円
練馬区長期計画(平成22～26年度)総論編 基本計画編	700円
練馬区長期計画(平成22～26年度)実施計画編	200円
練馬区統計書 平成21年版	800円
練馬区勢概要 平成21年版	1,400円
平和への架け橋 上巻	1,000円
平和への架け橋 下巻	1,000円
ねりま60	2,500円
ねりま50年の移り変わり	2,500円
練馬区小史	1,100円
練馬区史 歴史編	8,300円
練馬区史 現勢編	9,800円
練馬区史 現勢資料編	6,400円
練馬区商店会マップ	600円
改定 練馬区地域福祉計画	400円
ひとりぐらし高齢者等実態調査報告書	300円
第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成21～23年度)	410円
練馬区高齢者基礎調査報告書	735円
障害者基礎調査報告書	2,200円
改定 練馬区障害者計画・第二期障害者福祉計画	700円
改定 練馬区健康づくり総合計画	400円
練馬区都市計画概要図	1,000円
練馬区用途地域図	800円
練馬区都市計画マスタープラン全体構想	1,100円
練馬区都市計画マスタープラン地域別指針	1,000円
花在れバこそ 吾れも在り	1,500円
観察ガイド「ねりまの自然」	700円
練馬の神社	170円
練馬区の遺跡地区	100円
練馬の集団学童疎開資料集(1)	500円
練馬の集団学童疎開資料集(2)	500円
石神井城跡発掘調査の記録	50円
練馬の種子屋	300円
こどもたちの生活史	900円
練馬を往く	430円
新版 練馬大根	1,100円
練馬の寺院	280円
練馬の石造物 寺院編一	1,300円
練馬の石造物 寺院編二	1,300円
練馬の石造物 神社総集編	1,100円
練馬の石造物 神社編	1,200円
練馬の石造物 路傍編二	1,100円
練馬の民俗 I	150円
練馬の民俗 II	100円
練馬の民俗 III	100円
教育の先駆者たち	150円
練馬を開いた人々	150円
練馬の民家と屋敷森	150円
古老聞書	200円
練馬の産業 I	100円
練馬の産業 II	100円
練馬の記念碑	100円
ちょっと昔の道具たち	200円
「講」ってなあに?	200円
絵図にみる練馬(1)	500円
絵図にみる練馬(2)	500円
練馬の伝説 改訂版	390円

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな問題解決に努めている。平成21年度の受付件数は2,065件であった。（「モニターの声」84件含む）。

このうち、個人が「区長への手紙」などにより行う要望・苦情等を個別広聴として受け付けている。「区長への手紙」は、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように区立施設と区内各駅に置いているもので、この手紙による受付は592件であった。このほか、一般郵便による受付が178件、電話や窓口での受付が207件、電子メールによる受付が803件、ファクス等による受付が39件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として、個別広聴と区分して受け付けている。団体陳情の受付件数は162件であった。

2 区政モニター

区政への意見を継続して聴くため、300人の区民を区政モニターに委嘱している。第19期区政モニターは、50人を公募、250人を無作為抽出によって選出した。任期は21～22年度の2年間である。

21年度には、モニターアンケートを6回実施した。各回のテーマは「文化・芸術振興施策について」「区民の情報通信機器の利用状況と区の情報化施策について」「区の窓口、電話等における職員の対応について」「新基本構想素案等について」「経済状況および区の緊急経済対策等について」「地域福祉について」であった。

区政モニター懇談会を9月に開催し、24人が出席した。テーマは「新基本構想素案と長期計画素案について」であった。

また、随時意見を寄せていただく「モニターの声」は、84件であった。

3 区長との懇談会

21年度は、区が直面している問題についてテーマを設け、区長が直接区民と語り合う「ともに地域を築く区民と区長のつどい」を2回にわたり区内4会場で開催した。第1回は「地球温暖化対策と暮らしの変革～区民一人ひとりが進めるエコライフ～」をテーマとして6～7月に開催し、4会場合わせて169人が参加した。第2回は「希望あふれる練馬区の未来に向けて～新基本構想と長期計画の素案～」をテーマとして9月に開催し、4会場合わせて212人が参加した。

また、若者の声をより一層区政に反映させるために「若者と区長の懇談会」を4回開催し、ジュニアリーダー協力者、区内三大学の学生、区内高校生が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は、1,500人である。

21年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「区民の生活実態と経済対策について」「アニメーションについて」「男女共同参画に関する意識と実態について」「町会・自治会について」であった。

5 土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談室」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設し、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。土・日・休日区政案内の開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時までで、予約無しで電話や窓口で受け付けている。

21年度は、法律相談等の専門相談の案内が38件、区政に対する意見、要望、苦情が144件、区の事務事業、催し等についての問合せが3,880件、資料配布、区以外の問合せ等が406件であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるでも行っている。

相談は無料で、一般区民相談などを除き、おのおの専門相談員が担当している。

なお、外国人から申込みの際に求めがあれば、英語・中国語・ハンガルの通訳を介して相談を行っている。

各種相談件数	平成21年度
相談名	件数
一般区民相談	15,859
法律相談	4,610
交通事故相談	204
身の上相談	379
不動産取引事前相談	115
人権擁護相談	8
行政相談	119
表示登記（調査・測量）相談	24
許可・届出などの相談	21
権利登記・供託相談	96
心の相談	346
合計	21,781

●情報公開と個人情報保護

区では区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。情報公開制度では、「知る権利」の具体化の一つとして、区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、各種の情報公表施策や情報提供施策を充実強化し、両者が相互に補完しあいながら機能することによって、その実効性の向上が図られている。

個人情報の保護については、急激なIT社会の進展や個人情報保護関連法の制定を受けて、より一層個人情報の総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等の請求権を保障している。

1 公文書公開制度の概要

(1) 公文書の公開請求ができる人

だれでも請求できる。

(2) 対象となる公文書

区の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）で、区が管理しているもの

(3) 非公開情報

区は、原則として、請求のあった公文書を公開する義務があるが、例外的に、以下のものを非公開情報としている。

- ア 個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの
- イ 法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの
- ウ 公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの
- エ 審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの
- オ 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- カ 法令等の規定によって公開できないと認められるもの

特に、公文書に含まれる個人情報については、プライバシーを最大限に保護する観点から、非公開を原則として慎重な取扱いを行っている。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 対象となる個人情報

区の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）により、区が管理している個人情報

(2) 個人情報保護の取組

ア 個人情報取扱いの原則

- ・本人から直接収集する。
- ・収集の目的を明確にする。
- ・適正に利用する。
- ・収集目的以外の利用および区から外部への提供は、本人同意を得る。

イ 業務等の登録および閲覧

個人情報を取り扱う業務等については、個人情報業務登録簿および個人情報ファイル簿に登録することとし、これを一般の閲覧に供している。

ウ 個人情報保護管理責任者の設置および職員の研修

個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、各課に個人情報保護管理責任者を置いている。また、個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の保護に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため研修を行っている。

エ 監査の実施

個人情報の収集、管理および利用の適正を期するため、定期的に、または必要に応じて監査を実施していく。

オ 罰則の規定

職員や受託業務に従事している者（職員であった者や従事していた者を含む。）が不正に個人情報を提供した場合、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられるほか、本人になりすまして他人の個人情報の開示を受けた者は5万円以下の過料に処せられるなどの罰則が規定されている。

カ 電子計算組織の結合に係る措置

個人情報を提供し、または個人情報の提供を受けるために、区の電子計算組織と区以外のものの電子計算組織とを通信回線等の方法により結合するときは、あらかじめ練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 自己情報に対する区民等の請求権

本人が自己情報をコントロールするという考えに基づき、つぎの請求権を保障している。

ア 開示の請求

イ 訂正の請求

ウ 削除の請求

エ 目的外利用等の中止の請求

3 公開等の請求方法

公文書の公開および自己情報の開示等の請求に当たっては、所定の請求書を提出する。公文書の公開および自己情報の開示の可否は、原則として15日以内、それ以外の請求については、原則として20日以内に決定して通知する。

なお、公文書の公開請求については、平成17年5月からインターネットでの受付を開始しており、18年4月からは、公文書の公開まですべての手続をインターネッ

ト上で行うことができるようになっている。

21年度には延べ117人からインターネットを用いた公開請求があり、これは21年度の請求者総数の約46.4%であった。

4 区の決定に対する不服申立て

請求者は、区が行った非公開の決定等に不服がある場合、不服申立てをすることができる。区は、不服申立てがあったときは「練馬区情報公開および個人情報保護審査会」に諮問し、そこで区の決定について審査される。

5 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

区では、不服申立ての審査を行う情報公開および個人情報保護審査会のほか、情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運営を図るため、学識経験者や区民等で構成される「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」を設けている。

6 公文書の公開請求と処理状況

21年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表およびグラフのとおりである。

21年度における請求件数は990件であった。

また、公開率（文書の不存在と請求の取り下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は98.6%で、「全部非公開」は12件であった。

21年度は、不服申立ては無かった。

公文書の公開請求件数と処理状況 平成21年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存拒否 応答否	取り下げ
件 990	件 507(0)	件 403(0)	件 12	件 39	件 1	件 28

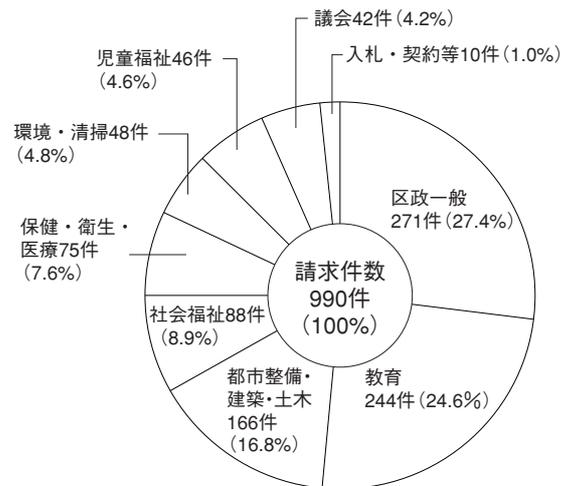
※（ ）内は公益上の理由による裁量的公開件数を示す。

公文書公開請求の非公開の理由別件数 平成21年度

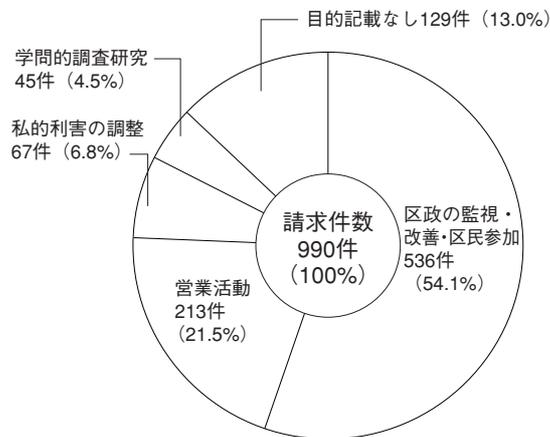
非公開とした理由(部分公開含)	件数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	292
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	209
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	2
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	1
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	23
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	3

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

公開請求のあった公文書の分野別件数 平成21年度



公文書公開請求の目的別件数 平成21年度



7 自己情報の開示等の請求と処理状況

21年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

21年度における請求件数は176件で、20年度の200件と比較すると24件減少した。

請求の内容はすべて自己情報の開示請求であった。

自己情報の開示等の請求者と請求件数 平成21年度

請求者	請求者数	請求件数
区民	49	138
区民以外の者	14	38
計	63	176

開示請求の処理状況 平成21年度

請求件数	全部開示	部分開示	応じられない	不存在	取り下げ
件 176	件 70	件 73	件 0	件 30	件 3

(2) 持続可能な行政運営を行う

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区をはじめとする23特別区は、昭和22年に設置されたが、27年の地方自治法改正により、一般の市町村とは異なり東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

39年と49年の地方自治法改正により、保健所事務や福祉事務所事務などが都から移管され特別区の権限が拡大したが、依然として東京都の内部団体の位置づけのままであった。

平成6年9月、都と23特別区は、①特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づける ②清掃事業など住民に身近な事務を特別区に移管するなどを骨子とする「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」に合意し、制度改革の実現に必要な法令改正を国に要請した。

10年4月に都区制度改革関連法案は、「地方自治法等の一部を改正する法律」として国会において全会一致で可決され、12年4月1日に施行された。

この法改正により、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律で明確に位置づけられるなど、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

2 制度改革において残された課題

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

①「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分 ②12年の移管時に反映されなかった清掃関連経費 ③小中学校改築に対応する財源措置 ④都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金 ⑤国等の大きな制度改革に対応する財源配分について、である。

これらについて、都区間の主張の隔たりは大きく、協議がまとまらなかったが、都区のあり方について新たな検討組織を設置することが合意された。

3 都区のあり方検討委員会

18年11月に東京都と23特別区は、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討委員会では、①都区の事務配分に関すること ②特別区の区域のあり方に関すること ③都区の税財政制度に関すること等について検討を進めてきたが、基本的方向をまとめるには至っておらず、引き続き検討を重ねている。

●地方分権の推進

1 地方分権のあゆみ

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、自己決定と自己責任の原則のもと特別区制度改革とあいまって、21世紀の区政運営の重要なキーワードとなっている。

平成7年5月、地方分権推進法が成立した。同年7月、地方分権推進委員会が発足し、機関委任事務の廃止を

はじめ、条例制定権の拡大などの勧告を政府に対して行った。それを踏まえ、政府は、10年5月、「地方分権推進計画」を策定し、法制化への取組を進め、11年7月、「地方分権推進一括法」が国会で成立した。主な内容は、①国と地方公共団体の役割の明確化 ②機関委任事務制度の廃止とそれに伴う事務区分の見直し ③権限委譲の推進 ④必置規制の見直し ⑤地方公共団体の行政体制の整備・確立など、となっている。法律の施行日は、特別区制度改革の実施と同じく、12年4月1日であった。

2 地方分権の更なる推進

16年3月に第28次地方制度調査会が設置され、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」や「道州制のあり方に関する答申」を行った。

その議論を踏まえ、地方分権改革推進法が18年12月に国会で成立し、19年4月1日から施行された。

また、19年4月に、地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、政府が策定する地方分権改革推進計画作成のための第1次勧告から第4次勧告を行い、21年12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定された。主な内容として①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 ②国と地方の協議の場の法制化 ③今後の地域主権改革の推進体制となっている。

さらに、21年11月に地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため「地域主権戦略会議」が設置された。

これらの動向を見極めつつ、区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等更なる地方分権の推進と、事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

●行政評価の定着

区民の視点に立った効率的で質の高い行政活動を行うための仕組みとして、平成14年度から「行政評価制度」を本格的に実施した。

この制度は、区が行う施策や事務事業が、区民生活にとってどれだけ効果・効用（成果）があるのかという視点を重視し、現状と目標および達成状況等を可能な限り「数値」で示すことで客観的に評価するとともに、評価の結果を改革・改善につなげていくものである。

事務事業については毎年、施策については1年おきに評価を実施することにより、「区政の永続的な行政改革システム」として、また「時代の変化に迅速かつ的確に対応する経営システム」として定着させ、区政の一層の推進と透明性の向上を図ることをねらいとしている。

<行政評価の結果>

21年度は、新長期計画（18年度～22年度）に基づき実施した890の事務事業と78の施策について評価を行った。

【事務事業評価】

[総合評価結果]

良好に進んでいる事業	607 (68.2%)
良好に進んでいない事業	283 (31.8%)

[事務事業評価に基づく今後の改革・改善の方向性]

拡充を検討する事業	130 (14.6%)
継続を検討する事業	735 (82.6%)
縮小を検討する事業	11 (1.2%)
廃止（休止・完了含む）する事業	14 (1.6%)

[前年度提案された改革・改善案（843件）の取組状況]

達成	399 (47.3%)
一部達成	352 (41.8%)
検討中	92 (10.9%)

【施策評価】

[総合評価結果]

良好に進んでいる施策	56 (71.8%)
良好に進んでいない施策	22 (28.2%)

<第三者による評価>

区は、学識経験者や公募区民等で構成する「行政評価委員会」を設置し、区が行った施策評価（隔年実施）の妥当性評価などを行っている。これは、内部評価の信頼性・透明性等を高めるとともに、施策や事務事業の改革・改善の促進を目的としており、行政評価委員会の意見に基づき、評価制度の充実を図っている。

【行政評価委員会評価結果】

21年度は、78の施策中、各分野から32の施策を抽出し、妥当性評価を行った。

[総合評価結果]

区が行った評価が

妥当であるとされたもの	30 (93.8%)
妥当性に疑問があるとされたもの	2 (6.2%)

また、委員会からは、

- ①区民にとって読みやすく分かりやすい施策評価を目指して
- ②区の行政経営に生かされる施策・事務事業評価を目指して
- ③より良い行政評価委員会の運営のため

として、12項目にわたる改善策が提出された。

●行政改革の推進

区は、区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政を目指し、平成19年10月に「練馬区行政改革推進プラン～区民とともに築く 持続可能な区政経営～（計画期間：19年度～22年度）」を策定した。

これまで区は、第1次行政改革（9年度～11年度）、第

2次行政改革（12年度～14年度）に取り組み、約145億円の累積財政効果を得、354人の職員を削減した。さらに、15年12月には「新行政改革プラン（16年度～18年度）」を策定し、区が地域経営の主体として自律できるよう、管理から経営へと行政システムの大きな転換を図り、持続可能な公共経営システムの確立をめざした。この計画では、約117億円の累積財政効果を得るとともに、16年からの3か年で302人の職員を削減した。

練馬区行政改革推進プランでは、新行政改革プランの成果や検証を踏まえ、その内容を継承・発展させるものとして、4つの柱のもと、40の取組項目を掲げ、達成状況をわかりやすく示すため、可能な限り指標と目標値を設定している。

柱1 区民本位の行政サービスの提供

取組項目

- ・区報などによる情報提供の充実
- ・区民の要求に対する迅速・的確な対応
- ・施設の開館日・開館時間の拡大
など全10項目

指標例

- ・施設利用者等による評価を実施した施設の割合
平成18年度 51.6%→22年度 100%
- ・いただいた区民の声のうち1週間以内に回答した割合
平成18年度 64.8%→22年度 80%

柱2 協働型地域経営の推進

取組項目

- ・区民協働調整会議の設置
- ・協働事業の実施、充実
- ・効率的な行政運営を目指す新たな制度の導入
など全8項目

指標例

- ・地域活動の支援に満足している区民の割合
平成18年度 57.3%→22年度 60%
- ・委託化・民営化実施施設数
平成18年度 162施設→22年度 222施設

柱3 戦略的組織マネジメント・財政の健全化の推進

取組項目

- ・効率的・効果的な組織体制の確立
- ・施設の適正配置・再編、有効活用の推進
- ・義務的経費等の歳出抑制
など全16項目

指標例

- ・職員数を平成24年度当初までに600人削減
平成19年4月1日5,211人→24年4月1日4,611人
- ・経常収支比率
平成18年度 74.5%→22年度 70%

柱4 職員の意識改革と能力開発（働きがいのある職場づくり）

取組項目

- ・人事任用制度に合わせた職員の能力開発、意識改革の推進
- ・成果に応じた処遇等、組織の活性化など全6項目

指標例

- ・現在の仕事にやりがいを感じる職員の割合
平成18年度 73.7%→22年度 80%

●IT活用による事務の効率化と区民サービスの充実

1 情報化の推進

区では、平成13年度～15年度、16年度～18年度の2期にわたる「練馬区電子区役所推進計画」、および「練馬区情報化基本計画（19年度～21年度）」の下で、行政の簡素化・迅速化や行政サービスの質的な向上に向けた情報化の推進に努めてきた。

「練馬区情報化基本計画（19年度～21年度）」では、①効率的で質の高い行政運営の推進、②区民満足度の高い行政サービス提供の推進、③区民の声が反映した区政の推進、④人や情報の交流が活発に行われる活力ある地域社会実現の推進、⑤安定した情報通信基盤と信頼できる情報セキュリティ体制の整備の5つの情報化の目標を掲げ、その下に「事務の簡素化・迅速化の推進」「便利さを実感できるサービスの充実」「地域に向けた情報発信の場の醸成」等の13の取組方針と「次世代財務会計システムの構築」「電子申請サービスの改善検討」「練馬区公式ホームページの刷新」「コミュニティ活性化に向けたICT活用の研究」等の29の取組項目を定めている。

これらの計画に基づいて情報化を進めてきた結果、ほぼ職員1人に1台事務用パソコンが配備され、区内における情報化の基盤やシステムの整備は一通り完了した。今後は、既存システムの有効活用やシステムの更新時におけるレベルアップ等により、より一層の費用対効果の向上を目指す段階に入ってきた。

また、区民サービスについても、ホームページでの区政情報の提供や情報公開請求、図書館資料予約、公共施設予約等の実現、さらには住民票等の自動交付機の設置、主要公金のコンビニエンスストア納付の実現等、基礎的なサービスについては概ね実現した。そのため、今後の更なる展開に向けて、現状の各システムサービスの利用状況や傾向等の分析・評価を行い、課題等の整理を行う必要がある。

このような認識の下に、新たな情報化の取組に向けた第一歩を踏み出すため、22年3月に「練馬区情報化基本計画（22年度～26年度）」を策定した。今後は本計画に基づいて、新たな情報通信技術の積極的な研究と活用を進めるとともに、これまで区が取り組んできた情報セキュリティの強化やシステム経費の適正化の一層の推進を図っていく。

2 情報セキュリティ対策の推進

情報化の推進により、利便性・効率性が向上していく反面、不正アクセス、ウィルス感染、盗難などによる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去など、区の保有する情報資産に対する脅威も増大している。

この対策として区では、15年4月に情報セキュリティに関する行動規範である「情報セキュリティポリシー」を施行し、ウィルス対策や不正アクセスの防止対策など、区の情報システムを安全に維持運用するための技術的対策を行うとともに、各課における情報システムの運用管理ルールを定めた「情報セキュリティ実施手順」の整備や「情報セキュリティセルフチェック」の実施、事務用パソコンを使用する全職員を対象としたeラーニング研修の実施、システム面のセキュリティ監査など、組織的なセキュリティ対策に努めてきたところである。

「情報セキュリティポリシー」の施行から4年が経過し、情報通信技術の高度化や社会におけるセキュリティの重要性に対する認識の向上など、情報セキュリティを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、18年度に策定した「練馬区情報化基本計画（19年度～21年度）」において、「セキュリティマネジメント体制の見直し」を取組項目とした。これに基づき、19年度には、これまでの情報セキュリティに関連する取組を評価・分析し、現在の区に求められるセキュリティマネジメント体制のあり方および情報セキュリティに関する主要施策の再検討を行い、これらの検討結果を反映して、20年4月に「情報セキュリティポリシー」の全面改正を行った。

改正した「情報セキュリティポリシー」では、新たなセキュリティマネジメント体制のもと、更なる情報システムの技術的対策の充実を図るとともに、組織的な対策として、以下の5つの主要施策を推進することとしている。

- ・情報セキュリティに関する教育・啓発
- ・情報セキュリティ自己点検
- ・情報セキュリティ監査
- ・情報セキュリティに関するリスクマネジメント
- ・情報セキュリティ事故の管理

20年度は、新しい「情報セキュリティポリシー」を試行的に運用し、教育・啓発・自己点検を中心に職員の情報セキュリティに関する意識の向上に努めた。

21年度からは、本格運用を開始し、教育・啓発、自己点検に加え、監査についても充実を図り、職場における情報セキュリティの改善に努めている。

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、長期計画等に基づき、積極的に事業化を推

進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した公法人である。

土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづく

りの重要な役割を担っていくものである。

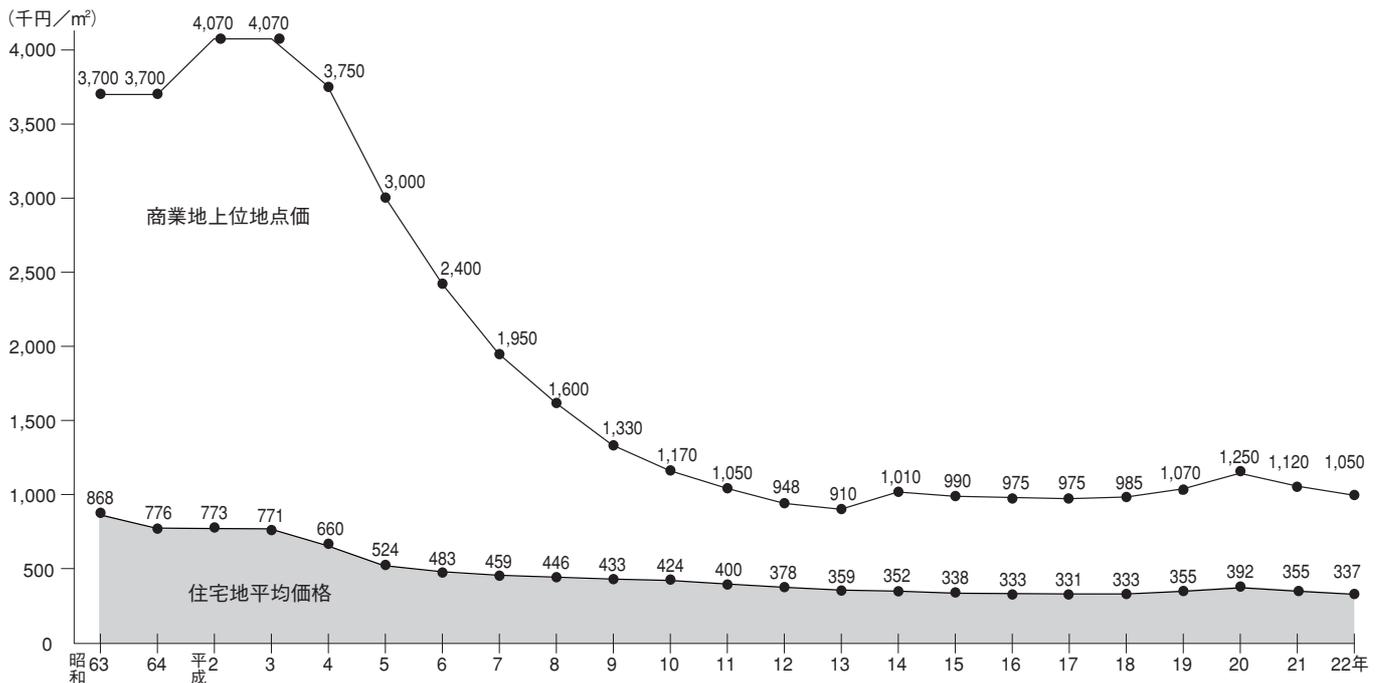
平成21年度の事業実績は土地取得が11,262.28m²、売却が23,286.35m²であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

地価公示価格の推移（各年1月現在）



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

●施設の適切な管理（区役所会議室）

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。

区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研究会・講演会等に利用され、平成21年度は延べ1,119件の利用があった。

●職員の能力向上を図る

1 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、平成16年3月に策定した「練馬区人材育成ビジョン」および17年3月に策定した「練馬区人材育成実施計画」に基づき、様々な人材育成に関する取組を行ってきたが、区政を取り巻く状況の大きな変化を受けて、新たな職員育成の指針として、22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。これは、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、区民の負託に応えていくためのものである。今後、この指針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことが

できる職場づくりを進めるための様々な取組を実施していく。

2 研修制度

区では、昭和52年7月、他区に先駆けて職員研修所を設け、職員の能力向上に積極的に対応している。現在、23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等と連携、補完しあいながら、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は、職員の階層別に実施する「職層研修」、各種の知識・技能を修得し職務遂行能力を高める「実務研修」「特別研修」、各職場や職員の自発的な取組を支援する「能力開発支援」等に大別できる。

(1) 職層研修

主に採用年次に区職員として必要な知識を身につける「新任研修」、主任主事選考合格者に係るリーダー的役割を認識させる「主任主事研修（合格時）」、係長昇任選考合格者に監督者としての職責の自覚と職員育成

を考える契機とさせる「係長研修」等を実施している。さらに課長職の職員に対しても、管理職として必要なリーダーシップ等を学ぶ「管理職研修」を行っている。

(2) 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「手話研修」等を実施している。また、平成17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を引き続き実施している。

(3) 特別研修

職務を効率的に進めていくうえで必要な知識や技能等を修得するために、21年度は「仕事の進め方」「会議の進め方」「タイムマネジメント」等の研修を実施した。

(4) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修支援」「職場研修支援」および「自己啓発支援」を実施した。

(5) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、あわせて職員の意欲高揚や職場の活性化につなげている。

研修受講者数		平成21年度				
研修機関	受講者					
練馬区職員研修所	7,792					
〔 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>職層研修</td></tr> <tr><td>実務研修</td></tr> <tr><td>特別研修</td></tr> <tr><td>能力開発支援</td></tr> </table> 〕	職層研修	実務研修	特別研修	能力開発支援	職層研修	1,143
	職層研修					
	実務研修					
	特別研修					
能力開発支援						
実務研修	2,263					
特別研修	2,877					
能力開発支援	1,509					
特別区職員研修所	968					
第四ブロック研修会	43					
計	8,803					

3 職場環境の向上

区民から信頼される区政運営を行うため、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めている。

主なものとしては、21年8月に職員のメンタルヘルス対策の充実に取り組むため、「練馬区職員メンタルヘルス対策基本方針」を策定し、支援の重層化を図った。

また、区民満足度を向上させるため、21年5月に「お客さま（区民）サービス向上のための手引き」を「窓口サービス向上のための手引」にリニューアルし、これに沿って全庁的な窓口サービス向上活動を推進している。

●職員報の発行

区職員全員を対象として、区政への理解と互いの交流を深め、より質の高い区民サービスを実施するため3か月毎に発行している。なお、平成16年4月から、紙版での発行からWebによる配信に切り替えた。